平成 18 年 8 月 14 日

都道府県介護保険担当主管課（室）　御中

厚生労働省老健局振興課

平成 18 年４月改定関係Ｑ＆Ａ（Vol.7）の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、平成 18 年４月改定関係Ｑ＆Ａ（Vol.7）を作成しましたので送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省老健局振興課
基準係　桜井
電話 03－5253―1111
（内線 3983）

平成18年４月改定関係Ｑ＆Ａ
（Vol.7）

※本Ｑ＆Ａは、訪問介護の特定事業所加算に係るこれまでの質問事項等をまとめたもの。

【訪問介護の特定事業所加算について】

１　重度対応要件のうち「「利用実人員」の総数に占める要介護４又は要介護５の者の数の割合が２０％以上」の具体的な算定方法如何。

（答）

１　訪問介護に関する特定事業所加算の算定要件の１つである「重度対応要件」については、要介護４及び５のいわゆる重度者の占める割合が２割以上であることとされているが、その算定方法については、重度者に対し頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して計算することとする。

２　したがって、例えば、下記表のような利用状況の訪問介護事業者の場合、重度者の割合の計算方法は、次のとおりとなる。

・２８回÷９８回＝０．２８５７・・

＝２８．６％

※この場合、「２０％（２割）以上」の要件を満たす

	要介護度	５月	６月	７月	３ヶ月計
A	要支援１	４回	４回	４回	１２回
B	要支援２	４回	４回	４回	１２回
C	要介護１	４回	６回	４回	１４回
D	要介護２	４回	６回	６回	１６回
E	要介護３	４回	６回	６回	１６回
F	要介護５	８回	１０回	１０回	２８回
利用者合計６人				合計	９８回

２　訪問介護事業所に係る特定事業所加算の「人材要件」のうち、「すべてのサービス提供責任者について、５年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むものとして取扱ってよいか。

（答）

特定事業所加算の人材要件の１つとして、「指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が５年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、在宅や施設を問わず、「介護業務に従事した期間」を意味するものであり、介護福祉士資格を取得した

後の実務経験年数を求めているものではない。

　したがって、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むもとして差し支えない。

３　訪問介護事業所における特定事業所加算の「重度対応要件」の算定について、３月平均で２割を超えていればよいのか。

（答）

　要介護４及び５の重度者の占める割合が２割以上である必要があるが、その基準については３ヶ月平均の利用実績により計算することとしている。したがって、仮に特定の月について２割を下回ったとしても、３ヶ月平均で計算して２割を超えていれば差し支えない。

　なお、この要件については、申請に係る月の直前３ヶ月についてだけではなく、加算を取得している期間中は常に３月平均で２割以上を維持することが必要となる。